

高井田地区の都市計画案の概要（地区計画）

1. 目的

高井田地区の西側は、住宅開発が行われるなど住工混在が進んでいる一方、東側は住宅が存在せず、製造業及び事業所のほか、一定規模以上の市有地があり、今後、大規模な土地利用の転換が見込まれます。そこで、地区東側に工場の集積を図ると共に既存工場や住宅等の環境悪化を防ぎ、環境の改善を進め、住工が調和して共存するモノづくりのまちの形成を目指します。

2. 内容

○区域

- ・高井田中一丁目地内（面積：約 5.6 ha）
 - A 地区（地区西側） 住工共存地区（面積：約 2.4 ha）
 - B 地区（地区東側） 工場集積地区（面積：約 3.2 ha）



○地区における主な制限（建築の制限）

A・B 地区共通

- ・地区の環境に調和しない施設（大規模スーパー、パチンコ屋など射幸心を煽る施設）
- ・騒音・振動が大きく、対策をとらない工場
- ・危険物を大量に取り扱う施設
- ・高さ 20m を超える建築物、敷地面積 80 m²以下の建築物

A 地区のみ

- ・一戸あたりの床面積が 40 m²未満の住戸が全体の 1/3 を超える共同住宅

B 地区のみ

- ・住宅、共同住宅、老人ホーム等居住の用に供する建築物